

## 施設使用料等に関する考え方について

### 1 施設使用料等に関する基本的な考え方

以下の観点を総合的に考慮したうえで、施設使用料等（以下、「使用料」という。）を徴収するかどうか、また徴収する場合の金額を決定します。

#### ① サービス原価の算定

市が提供するサービスに係る経費を原価計算方式により算定し、これを使用料算出の基礎的な根拠とします。

※施設の取得等に係る資本的経費（用地取得費、建設費（減価償却費）等）は、原則として、サービス原価に含めないこととしますが、施設の特性からサービス原価に資本的経費を算入する方が、受益者と非受益者との公平性の観点で望ましい場合には、含めることができることとします。

#### ② サービスの性質に応じた適正な負担割合の設定

施設において提供するサービスを性質別に分類し、その分類ごとに公費負担と利用者負担の割合を設定し、これを使用料算出の基礎的な根拠とします。

#### ③ 施設の管理運営に係る収支改善努力

施設の維持管理に係る経費やサービスの提供に係る経費が使用料の根拠となるため、継続的に事務の効率化を行い、より低廉な料金で質の高いサービスが提供できるよう、事務経費の削減に努めます。

また、施設の稼働率の向上やサービス利用者の増加が、結果として使用料の軽減につながるため、積極的なPRやサービス向上等に努めます。

#### ④ 同種施設（市有・近隣自治体・民間）との均衡

①及び②に基づいて算出した使用料と市有、近隣自治体、民間の同種の施設の使用料との間に、著しい乖離が生じる場合には、これを考慮して、一定の調整を行うこととします。

#### ⑤ 利用区分による対応

利用者の属性（年齢区分、市内・市外区分等）や利用の目的（営利・非営利区分等）、利用時間帯（午前・午後・夜間区分、平日・休日区分等）等の違いに関する公平性の確保のため、サービスの目的や性質に応じて、これらの利用区分による料金差を設けることができることとします。

## ⑥減免基準の明確化

減免は、受益者負担の原則の例外であり、政策的な見地からの特例措置です。このため、減免の範囲は極力限定して、基準の明確化及び整理を行うこととします。

## ⑦利用しやすさへの配慮

使用料の見直しの結果、利用料金が施設の機能や立地条件、サービス内容などに見合ったものと感じられなくなり、利用者の大幅な減少を招くことになっては、収入の減少を招くだけでなく、施設やサービスの目的が果たされないこととなります。

このため、①～⑥に基づいて算出した使用料では、利用者の大幅な減少が見込まれる場合には、利用者の視点から利用しやすい料金であることにも一定の配慮を行います。

## ⑧激変緩和措置

①～⑦に基づいて算出した使用料が、現行の料金を大幅に上回る場合、市民の急激な負担増を避けるため、段階的な料金改定とするなど緩和措置を講じることとします。

## ⑨定期的な見直しの実施

使用料については、社会経済情勢やサービス内容の変更等を考慮して、概ね5年に一度、見直すこととします。

また、この「施設使用料等に関する考え方」についても、必要に応じて、適宜見直すこととします。

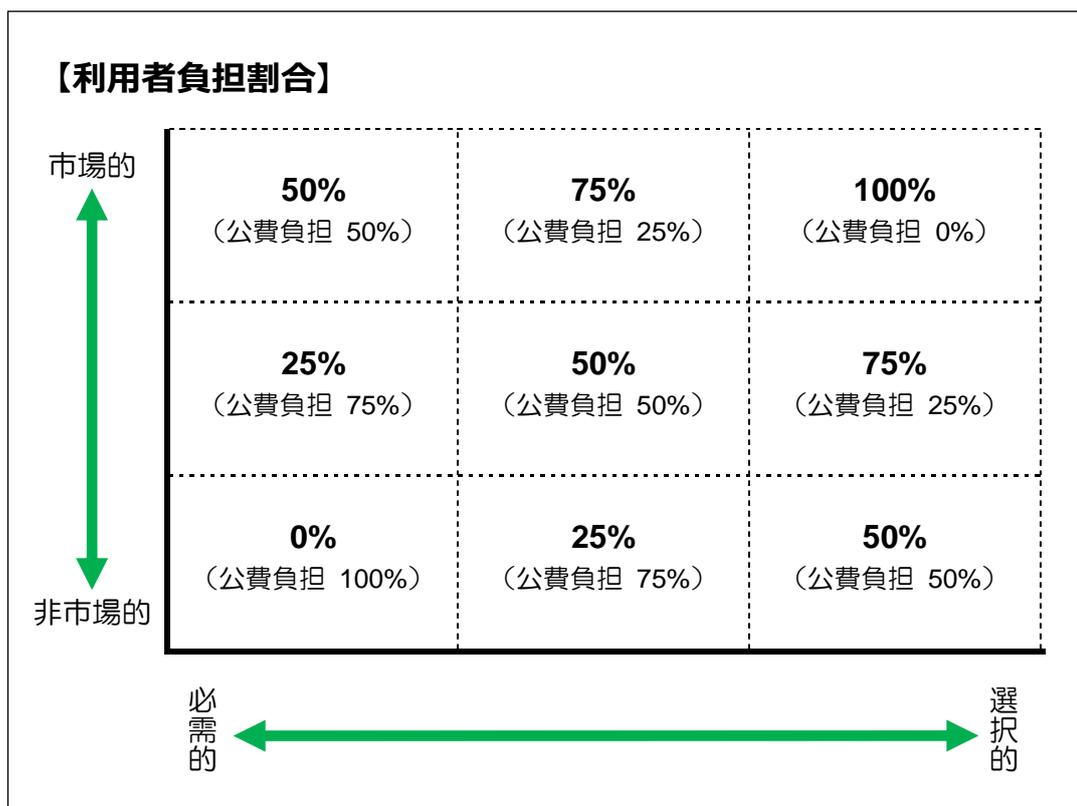
## 2 サービスの性質別負担割合の考え方

施設において提供するサービスには、不特定多数の市民が利用するもの、特定の限られた市民が利用するもの、民間では提供されにくいもの、民間でも類似のサービスが提供されているものなど、多岐にわたっており、公平性・公正性の観点から、サービスの性質の違いも考慮して、負担割合を決定する必要があります。

そのため、各サービスを「必需的か選択的か」（選択性）、「非市場的か市場的か」（市場性）という2つの基準をもとに分類し、下記のとおり公費と利用者の負担割合を設定します。



各サービスの負担割合は、行政サービスの性質分類の考え方に従って、選択性・市場性の度合いにより、下図のとおり9象限に分類して設定します。



### 3 今後の進め方について

今後、市民や市議会との意見交換を行いながら、個々の使用料について、サービス原価の算定及び負担割合の設定を行い、順次見直しを検討していきます。

また、現在、使用料を徴収していないサービスについても、この「施設使用料等に関する考え方」に基づいて検証し、使用料の徴収に係る経費の費用対効果も考慮したうえで、必要に応じて使用料を求めていくこととします。

なお、一度見直した使用料についても、社会経済情勢やサービスに係る収支改善等を的確に反映するため、概ね5年に一度、状況を評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。